

在外国国民も投票できます。

2009年2月12日の公職選挙法改定により、約300万名と推定される**在外国国民**も主権を行使できるようになりました。

これから海外に一時滞在している国民だけでなく、永住権をもつ国民も**大統領選挙、国会議員選挙**において投票できるようになりました。

大韓民国 中央選挙管理委員会

R. O. K. National Election Commission

選挙管理委員会の紹介

■ 選挙管理委員会は憲法上独立機関です。

選挙管理委員会は選挙と国民投票の公正な管理、政党及び政治資金に関する事務処理を行うため、設置された国家機関として、国会・政府・法院（裁判所）・憲法裁判所と同等の地位にある独立した合議制憲法機関です。

■ 選挙管理委員会は中立を守る公正な機関です。

選挙管理委員会 委員の特定の政党加入や、政治活動又は政治に関与することを禁じ、中立性を維持するとともに、憲法と法律で任期と身分を保証し、外部の干渉と影響を排除することで、職務の公正性を最大に確保しています。

■ 選挙管理委員会は4段階で組織されています。

選挙管理委員会は「中央」、「市・道」、「区・市・郡」、「邑・面・洞」選挙管理委員会の4段階で組織されています。

行政機関に対応し、16の「市・道」選挙管理委員会と249の「区、市、郡」選挙管理委員会、3479の「邑・面・洞」選挙管理委員会を設置しており、これから施行される在外選挙の時は公館ごとに在外選挙管理委員会を設置することになります。

■ 選挙管理委員会の仕事

選挙管理委員会は「大統領・国会議員・地方自治団体長・地方議会議員」を選ぶ公職選挙及び「教育監・教育委員、農協組合長」等を選ぶ委託選挙、「国民投票、住民投票・*住民召喚投票」の管理をはじめ、政党と政治資金の事務管理、国民意識改善活動、民主市民教育等、各種研修、政治関係法規の制定と改正のために努力しており、政治文化の改善の為、韓国及び外国の政治制度を研究しています。

- ◆ 公職選挙管理
- ◆ 公明選挙広報
- ◆ 選挙費用管理
- ◆ 委託選挙管理
- ◆ 民主市民教育
- ◆ 政党事務管理
- ◆ 選挙法違反行為予防及び監視・取り締まり
- ◆ 国民投票管理
- ◆ 政党の代表・公職選挙候補者*競選事務の受託管理
- ◆ 選挙・政治制度研究
- ◆ 政治資金事務管理
- ◆ 住民投票・住民召喚投票管理

※住民召喚投票：選挙で選ばれた公務員が不適任であると考えた有権者側が、任期中に罷免を求める選挙。 競選：2人以上の候補者が争う選挙。

選挙管理委員会は政治的中立と公正な選挙管理を最優先にしています。

選挙に参加できる在外国民

■ 選挙に参加できる在外国民は、外国に居住もしくは滞在している大韓民国国民で、大きく永住権者と一時滞在者の2種類に分かれます。

- ◆ 永住権者の範囲には居住国から、永住権又はこれに準ずる居住目的の長期滞在資格を取得した人と、永住目的の外国居住者が含まれ、国内の住民登録が抹消されています。
- ◆ 国外一時滞在者は国内の住民登録者であり、旅行、学業・業務等の目的で海外に滞在している人です。現在は国内にいても将来海外に出て、国内で投票できない者（国外滞在予定者）も一時滞在者に準じます。

■ 「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律」により*国内居所申告をした永住権者は国内に住民登録者がされている国民と同一の選挙権を持つことができます。

※国内居所申告：大韓国内に住居を持つ者が、管轄する出入国管理事務所長等に申告すること。

※ 外国籍を取得した者は外国籍取得時に国籍選択期間経過後、大韓民国国籍を喪失するため、選挙権を失います。しかし国籍選択期間中の2重国籍者は大韓民国の国籍も保有しているので選挙権を持てます。

◇ 国籍選択期間（国籍法 第12条）

- ◆ 満20歳を迎える前に2重国籍を取得した者は満22歳まで
- ◆ 満20歳を過ぎて2重国籍を取得した者は、取得時から2年以内
- ◆ *第1国民役に編入されてから3ヶ月以内又は兵役義務者、兵役免除処分、*第2国民役に編入されてから2年以内

※第1国民役：国防義務を遂行する対象者。 第2国民役：国防義務免除者（身体障害者等）

◇ 選挙権のある在外国民

選挙日当日 19歳以上の者	
永住権者	国外一時滞在（予定）者
国内に住民登録、居所申告をしていない者	国内に住民登録、居所申告をしている者の中で、国外一時滞在（予定）者 【例】国外旅行者、留学生、商社員、駐在員等）

↓

↓

在外選挙人としての登録申請の対象者	国外不在者申告の対象者
-------------------	-------------

→ 永住権者の中で国内居所申告をした者が外国で投票しようとする時は、国外不在者申告をしなければなりません。

◇ 国内居所申告をした在外国民とは？

「在外同胞の出入国と法的地位に関する法律施行令」第10条第3項に依り該当地方自治団体の‘国内居所申告人名簿’に載っている国民

在外国民が参加できる選挙

■ 住民登録がされておらず、国内居所申告もされていない在外国民が居住している外国で選挙権を行使できる選挙は次のとおりです。

- ◆ 大統領選挙
- ◆ 任期満了による比例代表国会議員選挙

■ 住民登録がされている国外一時滞在(予定)者と国内居所申告をした在外国民が、外国で選挙権を行使できる選挙は次のとおりです。

- ◆ 大統領選挙
- ◆ 任期満了による比例代表国会議員選挙
- ◆ 任期満了による地域区国会議員選挙
- ◆ 外国で投票できる最初の選挙は2012年4月11日に実施される第19代国会議員選挙です。

◇ 在外国民選挙権行使の範囲

選挙権者		参加できる選挙
永住権者	在外選挙人 登録申請対象者	大統領選挙 任期満了にともなう比例代表国会議員選挙
国外一時滞在 (予定)者	国外不在者 申告対象者	大統領選挙 任期満了にともなう国会議員選挙 (比例代表+地域区)

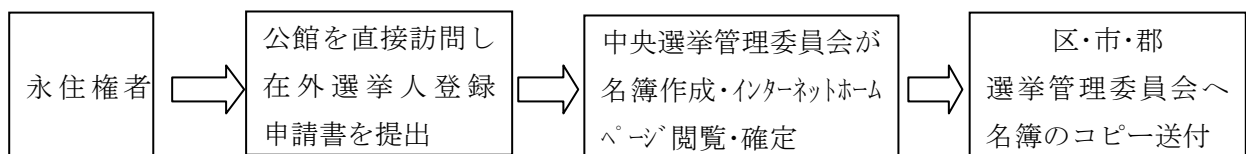
→永住権者の中で、国内居所申告をした者が外国で投票しようとする時は国外不在者申告対象者となります。

→国会議員の再・補欠選挙、地方選挙、国民投票、住民投票は外国で投票を実施しません。

在外選挙人「登録申請」手続き

- 住民登録、または国内居所申告もしていない在外国民は‘在外選挙人登録申請’をしなければなりません。
- 在外選挙人登録申請手続きは次のとおりです。
 - ◆ 大統領選挙と任期満了による比例代表国会議員選挙を実施するその度(たび)。
 - ◆ 在外選挙人登録申請期間(選挙日前 150 日～選挙日前 60 日まで)に。
 - ◆ 公館へ直接訪問し、‘在外選挙人登録申請書’を提出しなければなりません。
→公館へ直接訪問し登録申請をしなければならず、郵便申請はできません。
 - ◆ この場合、旅券のコピーとともにビザ・永住権・長期在留証のコピーもしくは居住国の外国人登録簿謄本中、どれか一つを添付しなければなりません。
 - ◆ 中央選挙管理委員会は選挙日前 49 日～40 日までの 10 日間、在外選挙人登録申請書に沿って‘在外選挙人名簿’を作成します。
- 中央選挙管理委員会は選挙日の 39 日前からの 5 日間、インターネットを通じて在外選挙人名簿を閲覧できるようにし、名簿に対する異議申請を受け付けます。
- 在外選挙人名簿は選挙日の 30 日前に確定され、該当する選挙にのみ効力を持つ。確定された在外選挙人名簿は、区・市・郡の選挙管理委員会へ送られます。

◆ 在外選挙人の登録申請手続き



→永住権者の中で、国内居所申告をした者が外国で投票しようとする場合は国外不在者申告をしなければならない。

「国外不在者申告」の手続き

- 住民登録がされているか、国内居所申告をした者が外国で投票しようとする有権者は‘国外不在者申告’をしなければなりません。

→国内居所申告をした在外国民は国内‘選挙人名簿’に登載されますので、別途の申告手続きをせずに国内で投票する事ができます。

- 国外不在者申告の手続きは次のとおりです。

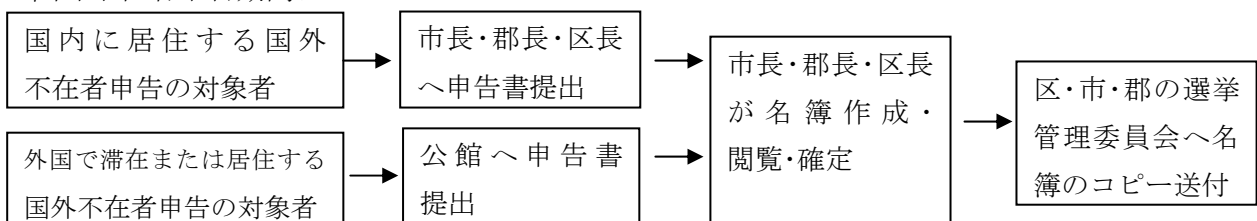
- ◆ 大統領選挙と任期満了による国会議員選挙(比例代表+地域区)を実施するその度(たび)。
- ◆ 国外不在者申告期間(選挙日前150日～選挙日の60日前まで)に。
- ◆ 国内に居住する者は市長・郡長・区長に、外国で滞在または居住する者は公館を経由し市長・郡長・区長に‘国外不在者申告書’を提出(郵便申告が可能)しなければなりません。
- ◆ 申告書には旅券のコピーを添付しなければなりません。
- ◆ 市長・郡長・区長は選挙日前49日～40日までの10日間、国外不在者申告書に沿って‘国外不在者申告人名簿’を作成します。

- 市長・郡長・区長は選挙日前39日から5日間、国外不在者申告人名簿を閲覧できるようにし、名簿に対する異議申請を受け付ける。

- 国外不在者申告人名簿は選挙日の30日前に確定され、該当する選挙のみ効力を持つ。確定された国外不在者申告人名簿は区・市・郡の選挙管理委員会へ送られます。

◇ 国外不在者申告の手続き

国外不在者申告期間に



投票と開票の手順

■ 投票用紙の作成及び発送

- ◆ 区・市・郡の選挙管理委員会は投票用紙を作成し、選挙日の25日前までに在外選挙人及び国外不在者申告人（以下‘在外選挙人’）に‘投票用紙・在外選挙案内文及び回送用封筒’を国際特急郵便で郵送します。

■ 在外投票所の設置・運営

- ◆ 在外投票所は公館に設置することを原則とし、公館の狭小などの理由で公館に在外投票所を設置できない場合は、韓人学校、韓人会館などの公館外の施設に在外投票所を設置することができます。投票所は選挙日前14日からの6日以内の期間（以下‘在外投票期間’）を決め、公休日であっても‘午前10時から午後5時まで’運営します。在外投票所の名称・所在地と運営期間などは選挙日前20日までにインターネットホームページなどを通じて確認出来ます。

■ 投票の手順

- ◆ 在外選挙人などは必ず在外投票所へ行き、区・市・郡の選挙管理委員会から送られた‘投票用紙、発送用封筒、回送用封筒’と旅券を提示し、本人確認後、記票所（投票用紙に記入する所）に入り下記の事項を投票用紙に‘直接書いて’回送用封筒に入れ、糊で封を閉じ投票箱へ入れます。
 - ・大統領選挙及び地域区国会議員選挙：候補者の名前又は政党の名称若しくは記号
 - ・比例代表国会議員選挙：政党の名称又は記号→在外投票所で投票する前に候補者の名前、政党の名称若しくは記号を事前に記入してきた投票用紙は無効です。
→比例代表国会議員選挙の場合、投票用紙に候補者の名前を記入すると無効です。

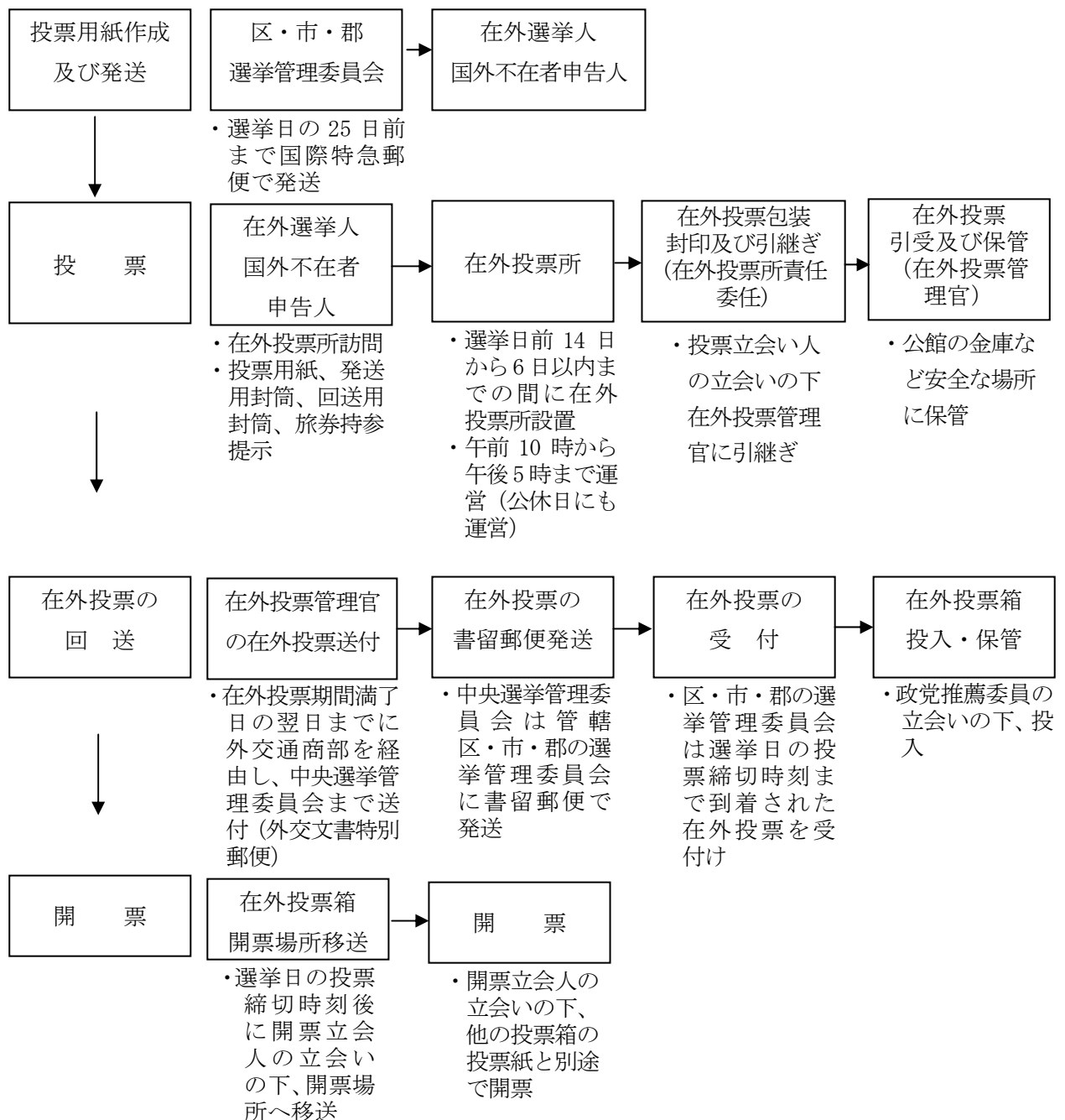
■ 在外投票の回送

- ◆ 在外投票期間中、毎日、在外投票締切後、在外投票所の責任委員は投票立会人の立会いの下、在外投票を包装・封印し、在外投票管理官（公館長）に引継ぎ、在外投票管理官は在外投票期間満了日の翌日までに外交通商部を経由し、中央選挙管理委員会まで送ります。中央選挙管理委員会はこれを区・市・郡の選挙管理委員会に書留郵便で送ります。

■ 在外投票の受付及び開票

- ◆ 区・市・郡の選挙管理委員会は選挙日の10日前から在外投票箱（在外選挙人投票箱と国外不在者投票箱）を揃え、選挙日の投票締切時刻までに到着した在外投票だけを政党推薦委員の立会いの下、在外投票箱に入れます。在外投票箱は開票立会い人の立会いの下、選挙日投票締切時刻後に開票所に移し、他の投票箱の投票紙と別途で先に開票できます。

◇ 投票及び開票の手順



国外選挙運動方法

■在外選挙権者を対象とする国外選挙運動方法は次のとおりです。

- ◆ 選挙運動期間に関係なく候補者、候補者になろうとする者が、自身で開設したインターネット上のホームページを利用した選挙運動
- ◆ 選挙運動期間中、国内にある衛星放送施設を利用した放送広告と放送演説
- ◆ 選挙運動期間中、情報通信網(インターネット ホームページ、メールなど)を利用する選挙運動
- ◆ 選挙運動期間中のインターネット広告
- ◆ 選挙運動期間中、電話を利用したり言葉とする選挙運動

→上記以外の他の方法では選挙運動は出来ない。

特に団体はその名義または、その代表の名義で在外選挙権者を対象とする選挙運動が一切禁止されます。

→選挙運動期間は候補者登録締切日の次の日から選挙日前日までであり、事前選挙運動は出来ません。

■公職選挙法では正しく清潔な選挙のため、1年365日いつも政治家などの不法な接待提供や金品受領行為を禁止しています。

■国外で犯した選挙犯罪の公訴時効は該当選挙日後、5年を経過すると成立します。

政党・候補者に対する情報提供

■中央選挙管理委員会は政党・候補者情報資料を作成し、下記の方法で提供します。

- ◆ 公館掲示板へ掲示
- ◆ 中央選挙管理委員会、外交通商部及び公館インターネット上のホームページへ掲示
- ◆ メール転送(受信を希望する在外選挙人などに限る。)

韓国の選挙過程は 世界的水準であると評価されました

1843年に創刊され全世界的に130余万部が発行されているイギリスの経済・時事週刊誌「エコノミスト(The Economist)」の傘下研究機関で1948年に創立されたEIU(The Economist Intelligence Unit)は2006年に続き「民主主義指標 2008(Index OF Democracy2008)」を発表しました。

■韓国は「完全な民主主義」と評価されました。

- ◆ 2006年の発表で韓国は「欠点がある民主主義(flawed democracies)」グループで評価されましたが2008年の発表では「完全な民主主義(full democracies)」グループとして評価されました。

体制類型	国家数	国家比率(%)	世界人口比率(%)
完全な民主主義	30	18.0	14.4
欠点がある民主主義	50	29.9	35.5
混合体制	36	21.6	15.2
権威主義体制	51	30.5	34.9

■ 韓国の選挙過程に対する評価は西欧民主主義と対等です。

- ◆ この評価で大韓民国の‘選挙過程及び多元性’は10点満点の次の段階点数である9.58点でイギリス、フランス、ドイツ、スイスなどの国家と同じ点数でアメリカ、カナダ、日本より高い点数です。

◆ Democracy Index2008

完全な民主主義国	順位	全体のスコア	I 選挙のプロセスと多元性	II 政府の機能	III 政治的な参加	IV 政治的な文化	V 市民的自由
スウェーデン	1	9.88	10.00	10.00	10.00	9.38	10.00
ノルウェー	2	9.68	10.00	9.64	10.00	8.75	10.00
：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：
スイス	8	9.15	9.58	9.29	7.78	9.38	9.71
：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：
カナダ	11	9.07	9.17	9.64	7.78	8.75	10.00
：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：
ドイツ	13	8.82	9.58	8.57	7.78	8.75	9.41
：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：
日本	17	8.25	8.75	8.21	6.11	8.75	9.41
米国	18	8.22	8.75	7.86	7.22	8.75	8.53
：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：
イギリス	21	8.15	9.58	8.57	5.00	8.75	8.82
：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：
フランス	24	8.07	9.58	7.50	6.67	7.50	9.12
：	：	：	：	：	：	：	：
：	：	：	：	：	：	：	：
韓国	28	8.01	9.58	7.50	7.22	7.50	8.24
イタリア	29	7.98	9.58	6.43	6.67	8.13	9.12
スロベニア	30	7.96	9.58	7.86	6.67	6.88	8.82

→「Index of Democracy 2008」の原文はEIUのホームページ(www.eiu.com)からダウンロードが出来ます。

在外選挙の公正な管理に より一層努力します

世界に点在するすべての大韓民国国民が選挙を通して主権を行使することにより、我が国の民主主義がより一層発展する契機になります。

選挙管理委員会は選挙法が守られていく中で、公正で清潔な選挙文化が在外選挙でも花咲くようにする為、選挙法の案内とともに広報活動を広げていきます。

在外国民皆様の正しくて清潔な投票権行使は公明選挙を念願するすべての国民たちの関心と声援の中に祖国大韓民国を世界の一流国家として成長させる原動力になります。

